

## ！不妊症診断検査・特定、一般不妊治療費の一部助成

医療保険が適応されず、高額な医療費がかかる不妊症診断検査費用・特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の費用や一般不妊治療（人工授精）の費用の一部を助成しています。

3月までに不妊症診断検査・特定不妊治療を終了された方や2月までに一般不妊治療を終了された方は、3月31日までに申請してください。

	不妊症診断検査	特定不妊治療
対象者	法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所を有する方	
所得制限	なし	前々年の夫婦の所得合計が730万円未満
対象となる検査・治療	不妊症の診断検査	体外受精または顕微授精
助成の額	検査に要した費用のうち、初診・再診料を除いた金額（ただし上限3万円）	治療ステージA、B、D、Eは上限10万円、治療ステージC、Fは上限5万円
助成の回数	1回	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が ①40歳未満の場合 43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満の場合 43歳になるまでに通算3回まで ③43歳以上 なし（助成対象外） ※平成27年度までに上記の助成回数に達している方や、通算で5年度助成を受けられた方は対象外。
医療機関	指定なし	岐阜県の指定する医療機関

	一般不妊治療
対象者	治療開始時点で夫婦であり、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所を有する方（事実婚を含む、ただし住所が同じである方）
所得制限	前々年の夫婦の所得合計が730万円未満
対象となる検査・治療	人工授精
助成の額	平成28年3月から平成29年2月までの本人負担額の2分の1の金額（ただし上限5万円、千円未満切捨て）
助成の期間	一般不妊治療を開始した月から2年間
医療機関	産科、婦人科や産婦人科、泌尿器科や皮膚泌尿器科のある医療機関

【申請・問合せ】健康介護課

## ！「清流の国ぎふ森林・環境税」の継続

県では、岐阜県の恵まれた森林・川などの自然環境の保全・再生に向けた取組みを早急かつ確実に進めるため、県民の皆さんにご協力をお願いし、平成24年4月から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入して、自然環境の保全・再生の取組みを行ってきました。

自然環境保全・再生には継続的な取組みが必要であり、またこの5年間のうちに新たな課題も明らかになってきたことから、平成29年度以降も制度を継続し、取組みを推進することとしました。

県内に住所のある方や、事務所・事業所を持っている法人の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

### 【税の使いみち(例)】

- 奥地にある水源林の整備や集落近くの里山林、生活保全林の整備、危険な樹木の除去
- 有害鳥獣対策として、ニホンジカなどの捕獲、外来生物の駆除、流域河川清掃
- 木質バイオマス利用施設の導入、小水力発電の整備への支援
- 公共施設の木造・木質化、木製学習教材の導入、子どもたちへの環境教育の実施
- 地域のニーズに沿った自然環境保全活動への支援

### 【税のしくみ】

- 課税方式 県民税均等割に加算
- 納める方 県民税均等割を納めている方（個人・法人）
- 税率 [個人]年額1千円  
（低所得者の方は非課税）  
[法人]年額2千円～8万円
- 課税期間 平成29年度から5年間

### 【問合せ先】

- 税の仕組みに関すること  
岐阜県庁税務課 ☎272-1153
- 税の使いみち（森林）に関すること  
岐阜県庁恵みの森づくり推進課 ☎272-8472
- 税の使いみち（環境）に関すること  
岐阜県庁自然環境保全課 ☎272-8231

### 自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

## 大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間228番1  
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

### 特別養護老人ホーム銀の郷へようこそ

社会福祉法人 徳雲会  
地域密着型  
小規模特別養護老人ホーム

## 銀の郷

岐阜県羽島郡笠松町美笠通9丁目8-1  
TEL058-388-2150

入居者様募集中!